ご利用者の皆様

R1:記載漏れの№I-5、I-13を追記(2020/3/31)

2020 年 3 月 23 日 一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

◆◆◆ 冷媒管理システムRaMS 機能追加、修正のご紹介 ◆◆◆

日頃より冷媒管理システムRaMSをご利用いただき、誠にありがとうございます。 RaMSを更に使い易くするために、今回追加・修正した機能について簡単にご紹介します。

I. 法改正対応並びにこれに関連する内容

フロン排出抑制法は昨年6月の第198回通常国会にて改正され、本年4月1日より施行と なります。これに伴いRaMSでは以下のような機能追加、変更を行います。 尚、下記機能は改正法施行となる4月1日以前にご利用されても差支えございません。

- 1. 解体工事元請業者と機器引取業者をRaMSへの登録業種に追加します。(登録無料) …建築物の解体を請け負う業者と産業廃棄物処理等の業者も登録できるようになります。
- 2. 事前確認結果説明書をRaMSで作成、交付できるようになります。(作成、交付無料) …解体理節物等について従来上り解体工事示請業者に作成上説明が美致付けられていた上述
 - …解体建築物等について従来より解体工事元請業者に作成と説明が義務付けられていた上記 説明書を、R a MSによる電子データで作成、交付ができるようになります。

事前確認結果 2. 解体工事発注者(管理 者、廃棄者)情報は、最初	説明書 フロン頃の使用の合理をよび管理の過去にに関する法律 プロン頃の使用の合理をよび管理の過去にに関する法律 プロン頃の使用の合理をよび管理の過去にに関する法律等の参理をに関する法律等はので代表は		1. 解体工事元請業者がロ グインし、メインメニューで説 明書作成を選択すると、元 請業者名が表示された画面 が開きます。		
は事業者コードで入力しま すが、2度目からは履歴か ら選択できます。	第一連時定留品の設定の有物の相談編集について、下記のとおり原例しよ 都体工事の名称。 常体工事の名称。 1 (4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(R- 植物文製品の設置の有限の検認結果について、下記のとおり説明します。 記 服体工業の名称・ 個体工業の名称・			
尚、RaMS 未登録の発注者 向けに紙モードで作成する こともできます。					
4. フロン類が充填された機器の有無を入力し、ありの場合は台数とフロン回収の方針(誰がやるか)についてご選択ください。		102億単規収 102億単規収 102億単規収 2010年1020000000000000000000000000000000	5. 入力が完了しましたら下 部の「確認画面へ」ボタンを クリックし、同画面下部の 「交付」ボタンをクリックする と説明書が発注者にメール で送信されます。		
7.本説明書を書面で運用 する場合は、解体工事元請 業者と発注者は3年間の保 存が必要となります。 但し、RaMSでは書面での	上記料体工事における第一種特定設品の設置の考測に関する事務推題編 ■コメント欄 「注意事項」 - つわご場の回応をせずにみだりに放出した場合、数出した者が留せられま - つわご場の回応をせずにみたりに放出した場合、数出した者が留せられま	単説明書の交付及び内容の説明を受け、推測しましたので失踪します。 特定解除工事発注音単語: ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	6. 説明書を受け取った発注 者(管理者、廃棄者)は、説 明書に基づいて解体工事元 請業者から内容の説明を受 け、承諾されるなら記名して 返信すれば完了です。		
للا تا الأ () كَ رَبَّ اللَّهُ اللَّهُ اللَّهُ اللَّهُ اللَّهُ اللَّهُ اللَّهُ اللَّهُ اللَّهُ اللَّ	・「東海知知過県本等におして第一番(特定長県の))成の等名類様で名類には つなご類は洗みの適義者と考えて着任よう説を計画のよした実法に ことができず、エキの工程及び資用に影響を及ばすおそれがあります。 一覧へ戻る 得知	、1)1040mmmの今くの文代が必要です。文法者を対して現最素質構築者等へ 法する長があります。現代されない場合には、第一種特定家品の取分を行う (調査へ ペーントップ▲			

Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

- 3. 行程管理票について、以下のような機能が利用できるようになります。
 - ①A票作成時に事前確認結果説明書の伝票番号を入力すると、情報リンクが結ばれます。
 ②RaMSのログブック(点検整備記録簿)を作成されている複数の機器の廃棄を1枚の 行程管理票で処理できるようになり(エアコン、冷凍冷蔵機器各最大 30 台)、ログブック
 - と行程管理票の情報がリンクで結ばれます。(行程管理票作成費¥100+消費税)
 - ③機器を廃棄する際に機器引取業者に渡すことが義務となるフロン類の引取証明書(E票)の写しを、RaMSによる電子データで作成、交付ができるようになります。(無料)
 - ④充填されていたフロン類が抜けてしまった機器を廃棄する際等に、上記の引取証明書(E 票)の代わりに機器引取業者に渡す「フロン類が充填されていないことの確認証明書」を 行程管理票作成画面から作成、交付ができるようになります。(¥100+消費税)



E票(写) <機等引取業者に交付又は置付>				4	伝票番号 A00001931 交付年月日 2020-03-01					
■廃棄する機器の所有 廃棄	者等		引取	証明書	9(写)					
機器所有者等の 氏名又は名称	(株)管理	(株)管理者1東京事業所			廃棄する機器がある又は あった施設(建物)名 大手町Aビル					
				(途中割	愛)					
ノロノ東昌収重	2429									
下記のとおりフロン類を回り	を回収しました。		160	1050			450	管理指号:		
		*	ke ke	*	ke ke	*	ke ke	*	ni ke	
エアコンディショナー				1	5.00	2	15.00	3	20.00	
冷蔵機器及び冷凍機器										
81	8H			1	5.00	2	15.00	3	20.00	
銘板に記載されている充均	記載されている充塡量									
フロン類が国収できなかっ	た場合の台	敷及び要因		要因						
■第一種特定製品引取 廃業機器引取業者名称•	等実施者 〇〇 8 〇〇 8 〇〇 8 〇〇 8	専実施者 ○ 版歴から選択 ○ 事業者コードから選択 ○ フロン留収した光境回収業者 ○ 別途書面(紙)等で交付済			<mark>交付先の機器引取業者 カしますが、2度目からに</mark> ^{許可番号}			aは、最 から選択	のは事業す	
住所	Ŧ	-	住所検索	住所1			住所2			
電話番号					FAX番号					
引取台数(台) エアコンディショナー◆					引取台数(台) 冷蔵機器及び冷凍機器●					
交付年月日+	λ,†	- 〜 - 〜 〜 り日の日付を	記入							
								0		

- 4. ログブックは閉鎖後3年間保存が義務化されますが、これは現状のRaMSでも対応済で、 さらに前項の行程管理票との情報リンクによって記録閲覧、確認がより容易となります。 …3-2の図中説明とは逆に、閉鎖ログブック画面から行程管理票を開くこともできます。
- 5. 充塡回収業者の2021年以降提出の都道府県知事宛報告書様式に、法第41条の規定に よりフロン類が充塡されていないことの確認を行った第一種特定機器台数を追加します。 …2020年度分のRaMS登録データから自動集計し、表示します。

Ⅱ.法改正対応以外の改善内容

法改正関連の他にも以下のような機能追加、変更を行います。但し、単純な誤記訂正等に つきましてはここでのご紹介を割愛いたします。

- 1. RaMS利用料金精算方法の事業所登録時の選択と変更の手順を変更しました。
- …従来はC方式(統括部署宛請求書による一括支払い)とするには、一旦B方式(事業所宛 請求書による支払い)を選択しておき、支払元の統括部署が支払い対象リンクを作成する とCに自動変更されるという手順でしたが、最初からCを選択する手順に変更しました。

2. RaMSにログインした画面上部にログイン者の業種表示を追加しました。

…複数業種で登録されておられる利用者様の便宜を図りました。

3. 充塡回収業者も管理者と同様に、複数のログブックに簡易点検記録をまとめて一括登録で きるようにしました。

…但し、管理者のように複数のログブックにおける1表の内容の一括変更はできません。

- 4. ログブック2表への入力時に点検結果が「兆候あり」かまたは「(漏洩)あり」の場合は、 「漏洩・故障個所」~「修理内容」の3項目とも入力するかまたは「修理困難な理由」への入力がないとエラーメッセージを表示するようにしました。
- 5. 行程管理票の日付入力の「年」を、これまでの本年と昨年の二者択一から「本年+過去 5 年」に選択範囲を広げました。
- 6. 行程管理票を紙モードで作成する際の廃棄者名入力は、「履歴から選択」をデフォルト表示 するように変更しました。

…従来は「事業者コードから入力」がデフォルト表示としておりました。

- 7. 行程管理票作成時に「E票未交付」の表示+通知メール発信の起算日を「A又はC又はD 票交付日」から「取次者の有無に関わらずA票交付日」に改めました。 …施行規則第46条の解釈を見直しました。
- 8. E票交付済の行程管理票で一覧中の「破棄」ボタンを押すと新規伝票が自動作成されてお りましたが、単純に破棄されて完了するように改めました。

…新規伝票が自動作成されるプロセスは「再発行」と同内容でした。

9. 管理者がログインした行程管理票一覧画面の操作欄にも、Z 票未交付分も含めて「処理票 一覧」が表示されるようにしました。

…従来から充塡回収業者がログインした行程管理票一覧では表示されておりました。

- 10. 破壊業者や再生業者が処理依頼書×票を受理後に事業所情報中の許可番号等を更新した 場合は、更新後に交付するZ票に更新内容が反映されるようにしました。 …但し、現状のX票では変更可能な処理業者の社名、住所、TEL等は変更不可に改めます。
- 11.破壊・再生証明書Z票は一旦発行すると破棄できない仕様になっておりましたが、破棄 機能を追加しました。

…従来は誤って発行した Z 票は再発行操作をし、発行前の状態で放置しておりました。

- **12. 電子的に発行する利用料金の請求書(pdf ファイル)に、当機構の角印を追加しました。** …請求書による精算方式における、利用翌月初めにメールでお届けする請求書に印影を追加 表示しました。
- 13. RaMS-exに、廃棄機器リストと温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)に よる排出量算出結果の表示機能を追加しました。

一以上一